

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の研究教育上の組織は、大学院は法学研究科（修士課程、博士後期課程）、会計学研究科（博士前期課程、博士後期課程）及び人間生活科学研究科（修士課程）の3研究科、大学は経済学部現代経済学科および経営学部経営学科、法学部法学科、人間生活科学部教育保育学科、人間生活科学部管理栄養学科の4学部5学科の体制である。大学においては、教養教育重視の観点から共通科目群科目担当者連絡会を規定に基づく正規の組織と認めている。

大学の附属機関等として、図書館、消費者問題研究所、企業法制研究所、学術研究センター、英語教育センター、臨床栄養センター、発達臨床センターを設けており、全学から教員の多くが兼但として配置され、運営されている。

経済学部には地域社会に貢献できる人材を育成することを目標とした地域社会特別研究室が、経営学部には税理士試験への合格を目標とした会計特別研究室が設置されている。

(特記事項参照)

図書館

大学が設立されてからの年数が浅く、蔵書数は洋書・和書あわせて337,262冊（短大分も含む）と決して多いとはいえないが、学生の日常の学習活動を支える上で、また卒業論文やレポートを書く上でなくてはならない存在となっている。学生および大学院生の入館者数は、平成19（2007）年度1年間で延べ37,741人であり、貸し出し冊数は13,596冊であった。

消費者問題研究所

現代経済社会の重要な課題である「消費」を研究対象とし、これまで、機関紙『研究所報』に発表された論文は、高い評価を得ている。また、消費生活に関するあらゆる側面からの学際的アプローチをはかるため、各分野の研究者が協力し研究にあたるほか、全国の研究者・国および地方行政機関・企業とも連携を密にして消費者問題研究の総合拠点的役割を担うべく努力を重ねている。日常運営のために所長及び所員会議において選出された運営委員により運営委員会が置かれている。

企業法制研究所

「企業法に関する総合的な研究を行うこと」をテーマとし、機関紙『企業法研究』を発行して、その組織的・実証的な研究成果を発表し、他大学や企業など多方面から高く評価されている。また、研究会の開催、企業法に関する図書や資料の収集およびその利用に関する便益の供与などさまざまな活動も積極的に行っているが、特に毎年秋に開く公開講演会は大きな期待が寄せられている。

学術研究センター

教員と学生による研究組織である。研究活動や講演会の開催を財政的に支援し、広く一般市民に向けオープンカレッジを開催するなど「社会に開かれた大学」としての役割を果たしている。

学術研究センターは、以下の7研究組織をもって構成されている。人文科学研究会、経済・経営研究会、自然科学研究会、法学会、地域社会研究会、比較文化研究会、幼児教育研究会である。

英語教育センター

英語教育センター（Meikei English Language Center）は通称 MELC（メルク）と呼ばれ、実践力を養う「英語教育の推進」、「学生の語学力の向上」、「地域社会への貢献」を目標とした学内支援機関である。

臨床栄養センター

臨床栄養センターは、人間生活科学部の教育及び研究活動の一環として、同学部学生のための臨床栄養教育を行うとともに、当地域の医療にかかわる職種、とりわけ栄養士の再教育、及び地域住民の食生活と健康に関する知識の敷衍に寄与することを目的としている。（特記事項参照）

発達臨床センター

発達臨床センターは本学の教育及び研究活動の一環として、人間生活科学部の教員及び学生のための発達臨床活動を行うとともに、地域児童の教育と福祉の向上に資することを目的としている。（特記事項参照）

国際交流委員会

学術及び教育の分野での国際交流の発展に寄与することを目的に国際交流委員会が設置されている。国際交流委員会は、学長、副学長、各学部の学部長及び学部から選出される国際交流委員会委員4名によって構成されている。委員長は学長であり、必要に応じて作業部会を設置することができる。

FD委員会

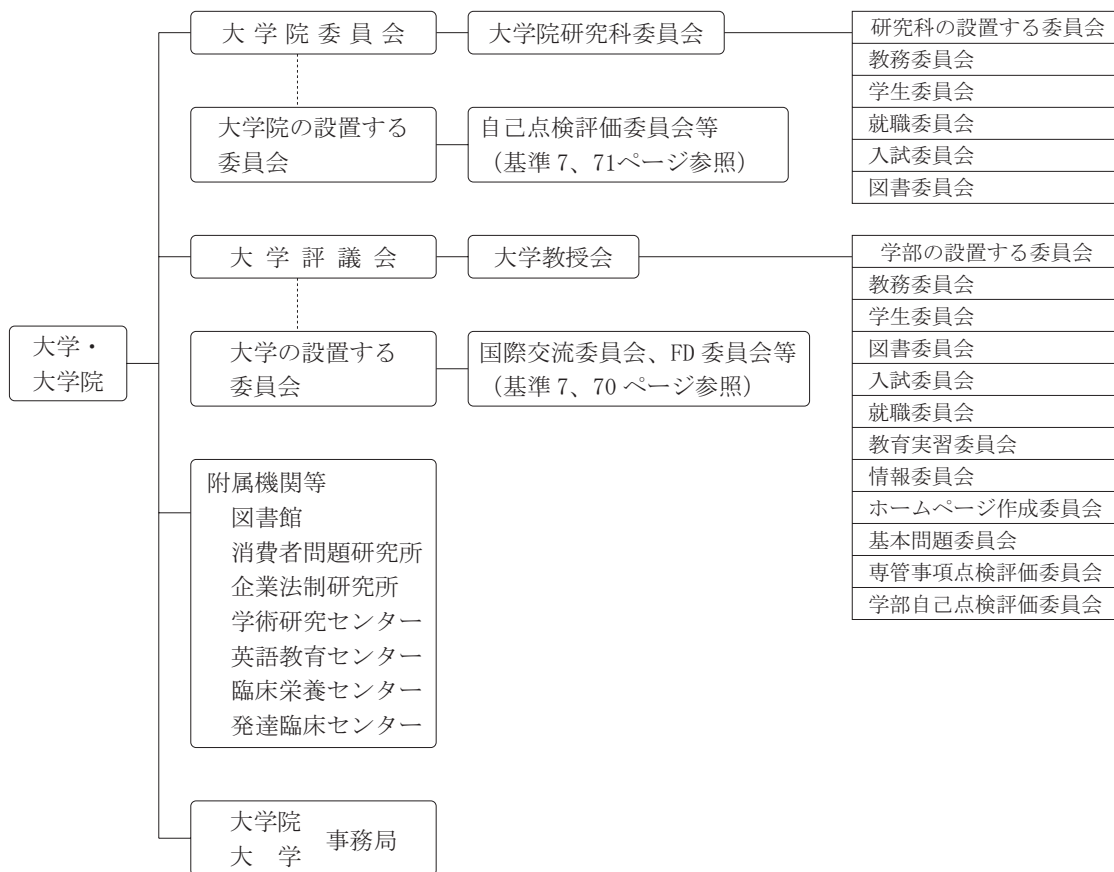
教育機能の改善を図るためにFD委員会が置かれている。主な活動項目は以下のようである。

- (1) 教育内容及び教育方法等の改善に関する検討と研修
- (2) 学生の授業評価等の実施、集計と分析、結果の学長への報告
- (3) FD活動に関する資料の収集及び保管
- (4) 自己点検評価委員会との連携と協力
- (5) その他教育機能等の改善を図るための諸活動

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

教育研究の基本的な組織の関連は次の通りである。

図 2-1-1 教育研究組織図



(2) 2-1 の自己評価

本学は、建学の精神「一に人物、二に技倆」に基づき、社会的ニーズ、なかでも実業界や地域の要請に機敏に応えるべく改革を行い続けている。大学院および学部の組織体制は適切なものとなっている。また組織運営についても、規程に基づき適切に運営され、全学的な調整と連携が十分確保されている。

しかし、急速に変化している社会的ニーズなどに対応するための研究教育組織の改革を常に行う必要がある。また研究教育組織の規模についても入学者数の減少への対応が求められる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会的ニーズなどへの対応を運営戦略会議などを中心に全学的に敏速に行う。また研究教育組織の規模や内容についても、各研究科、各学部で積極的に取り組んでいるところである。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-1-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

建学の精神に基づき、人物教育の中で個性を尊重するためには、教養教育が不可欠となる。技術や技能を習得することは大切であるけれども、職業人の前にひとりの人間としての成長や発達が必要である。

教養教育は、本学の場合、主として共通科目群の科目で行われている。共通科目群の科

目は、幅広く深い教養、総合的判断力、豊かな人間性の育成を目指すという趣旨に基づいて設けられている。

共通科目群の科目は、経済学部、経営学部では、人文、社会、自然、情報、語学、体育に区分されている。法学部では、基礎の領域、人文の領域、社会の領域、自然の領域に区分されている。人間生活科学部では、基礎科目、外国語科目、健康とスポーツ、人間と文化、社会と歴史、科学と自然に区分されている。

共通科目群の卒業に必要な単位数は、それぞれの学部で次のように定められている。

経済学部 34 単位以上（外国語科目 4 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。）

経営学部 34 単位以上（外国語科目 6 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。）

法学部 総合科目群の単位と合わせて 30 単位以上（「基礎英語」2 単位、「健康とスポーツ」2 単位を含む。）

人間生活科学部 教育保育学科 28 単位以上（外国語科目 4 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。）

人間生活科学部 管理栄養学科 20 単位以上（基礎科目 2 単位以上、外国語科目 4 単位以上「健康とスポーツ」2 単位を含む。）

それぞれの学部ごとに、共通科目群の科目の区分と開設科目数は以下のとおりである。

経済学部では、人文が 7 科目、社会が 7 科目、自然が 9 科目、情報が 8 科目、語学が 20 科目、体育が 5 科目開設されている。その他に日本語レッスン I、II が開設されている。

経営学部では、人文が 9 科目、社会が 7 科目、自然が 8 科目、情報が 8 科目、語学が 19 科目、体育が 3 科目開設されている。

法学部では、基礎の領域が 35 科目、人文の領域が 7 科目、社会の領域が 6 科目、自然の領域が 9 科目開設されている。外国語科目と体育科目は、基礎の領域に含まれている。

人間生活科学部では、管理栄養学科と教育保育学科ともに、基礎科目が 6 科目、外国語科目が 9 科目、健康とスポーツが 4 科目、人間と文化が 6 科目、社会と歴史が 11 科目、科学と自然が 7 科目開設されている。

開設科目数については、法学部が一番多くの科目を開設しており、人間生活科学部が一番スリム化した科目を開設している。

さらに、経済学部、経営学部、法学部では、留学生対象科目が、共通科目群の中に設置されている。留学生対象科目は、「日本語 I」から「日本語 IV」、「日本事情 I」から「日本事情 VI」まで開設されている。

留学生の取り扱いについては、次のように定められている。

(1) 「日本語 I」から「日本語 IV」及び「日本事情 I」から「日本事情 VI」を共通科目群卒業要件単位数に 20 単位まで算入することができる。また、共通科目群外国語科目の履修にあっては、母語を履修することはできない。

(2) 共通科目群「基礎英語 2 単位取得」を「日本語 I」から「日本語 IV」のうちいずれか 2 単位取得」と読み替えて履修できる。

共通科目を担当する教員は、それぞれの学部にも所属しているが、人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置として、「共通科目群科目担当者連絡会」が設置されている。

従来から、一般教育連絡会が定期的で開催されていた。大学設置基準の大綱化を受けて、

一般教育が共通科目に衣替えし、共通科目担当者連絡会に関する規程が整備された。

この規程に従い、「共通科目群科目担当者連絡会」が1年に2回、定期的で開催されている。連絡会には、共通科目を担当する教員が参加する。連絡会では、共通科目のカリキュラムなどについて「連絡調整を図るため」意見交換をする。連絡会は意見交換の場であるが、話し合われた内容はそれぞれの学部において報告される。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

それぞれの学部において、共通科目の担当教員の中から座長が選出される。連絡会の司会は、4学部の座長が交代で務めている。「共通科目群科目担当者連絡会」は、担当の座長が大学副学長に申し出て、副学長が招集する。

このように、教養教育の運営上の責任体制については、副学長を責任者として、必要に応じて学部長及び4学部の教務委員長にも出席を依頼した上で、4学部の座長がその実際的な運営を担当する。したがって、教養教育の運営上の責任体制は確立されている。

(2) 2-2 の自己評価

本学では、「共通科目群科目担当者連絡会」が設置され、人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置が講じられている。定時の連絡会は1年に2回開催され、共通科目担当者間で意見交換が行われている。

共通科目群の科目は、1年次から4年次まで学年配当されている。外国語科目、情報処理科目、体育実技科目は、1年次と2年次に学年配当されている。共通科目群の科目は、すべて半期の科目である。外国語科目は、週に2コマ開講している。外国語科目、情報処理科目、「日本語レッスン」は、少人数で授業を行っている。

共通科目群の科目は、主として経済学部と経営学部、法学部と人間生活科学部を対象にして開設されている。これは、担当者の負担を軽減するためである。

共通科目群の科目については、見直しが行われており、現代化、スリム化を実現する努力が行われている。

共通科目群の科目の一部については、受講する学生の人数が多くなっている。学生が興味を持つ科目もあるし、時間割の都合で学生が集中して履修する科目もある。受講人数が多いと、使用する教室の大きさも問題となる。受講人数が多い授業については、担当教員の申し出により、2つに分割して開設することができるようになっている。しかし、担当教員の負担を考えると、分割して開設することが難しい場合もある。

共通科目群の科目については、一部廃止した科目があるが、全体としてはそれほど変わってはいない。学部の数も1から4に増え、共通科目群の科目担当者の負担も増え続けている。一部の科目を隔年開設にする案もあるが、学生がその科目を履修しにくいことが予想され、検討中である。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「共通科目群科目担当者連絡会」では、共通科目のカリキュラムについて意見交換をすることになっている。共通科目の設置、廃止については、それぞれの学部が連携をしなければならない。

共通科目群の一部の科目に学生が集中することに対しては、時間割の上で学生が集中しないように配慮する。

共通科目群の科目については、専任と非常勤のバランスを考慮しつつ全体として見直し

を継続する。

共通科目群の科目の卒業に必要な単位数は、それぞれの学部で異なっている。経済学部と経営学部では、卒業に必要な単位数が34単位以上になっており、共通科目群の科目が重視されていると言える。その反面、法学部では、総合科目を含めて、30単位以上となっている。人間生活科学部教育保育学科では、28単位以上、管理栄養学科では、20単位以上になっており、卒業に必要な単位数が少なくなっている。人間生活科学部教育保育学科では、保育士資格と幼稚園教員免許、小学校教員免許を取得するという理由があり、管理栄養学科では、栄養士免許と管理栄養士国家試験受験資格、栄養教員免許を取得するという理由があるためである。

卒業単位が124単位なので、資格や免許を取得しようとする、共通科目群の科目の単位数を削ることになる。大学教育全体の中で、共通科目群の科目の単位数がどれぐらい必要かにつき「共通科目群科目担当者連絡会」を中心に試案を作成し、各学部との協議を進める。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学では、学内意思決定機関として、学部間に共通する全学的事項を審議する機関として、「大学評議会」がある。「大学評議会」は、名古屋経済大学学則第41条に則り、「名古屋経済大学評議会規程」に定められている。この構成員は、学長、副学長、事務局長、市邨学園学園長、同副学園長、各学部長、各学部教授会より選出された、それぞれ1名の教員及び学長の委嘱する教員4名から構成されている。審議事項は、(1)学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項、(2)大学運営予算の運用に関する事項 (3)学部及び学科の組織に関する事項 (4)人事の基準に関する事項 (5)学生定員に関する事項 (6)学生の厚生補導及びその身分に関する事項 (7)名誉教授に関する事項 (8)学部その他機関の連絡調整に関する事項 (9)その他大学の運営に関する重要事項が挙げられ、学長が招集し、議長となり、毎月1回定例に開催されている。

学部意思決定機関として、大学及び学部の運営に関する事項を審議するため、「学部教授会」がある。この構成員は、当該学部の教授、准教授及び講師をもって構成されている。審議事項は、(1)学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項 (2)学生の入学、再入学、転入学、編入学、退学、転学、転学部、転学科、休学、復学、除籍及び卒業に関する事項 (3)学生の賞罰に関する事項 (4)学生の厚生及び補導に関する事項 (5)教育課程の編成及び履修並びに試験及び学業評価に関する事項 (6)教員組織の基準に関する事項 (7)教員の任免及び資格その他教員の学内人事に関する事項 (8)教員の選考及び資格審査に関する事項 (9)教育及び研究予算の運用に関する事項 (10)教員の研究に関する事項 (11)公開講座等学外教育活動に関する事項 (12)学部長候補者の選出に関する事項 (13)その他大学並びに学部の運営及び連絡調整に関する事項が挙げられ、学部長が招集し、議長となり毎月あらかじめ定められた曜日に開催されている。

「学部教授会」には、教務、学生、図書、入試、就職及び教育実習の各種の「委員会」

が置かれている。このうち、学生、入試、就職及び教育実習の委員会は、全学合同委員会として開催されている。

この外に本学の総合的な計画の立案を行う組織として「運営戦略会議」がある（基準7-3-①参照）。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

大学の使命・目的に基づく教育研究上の機能を遂行するために重要な役割を果たしているのは、「大学評議会」「学部教授会」「運営戦略会議」である。「大学評議会」は学部間に共通する全学的事項を審議し、併せて「運営戦略会議」で大学の運営や将来計画に関する重要事項を検討審議し、意思統一が図られたうえで、「学部教授会」に提案され審議決定される。

学生の授業に関する要求への対応については、「授業アンケート」結果を真摯に受けとめ、改善をはかっている。

なお、学生の日常上での要求を汲みあげ、学生生活の指導に反映させていくための重要な役割を果たしているのが「学生委員会」である。ここでは、学生の生活指導、学生の行事、学生自治会、クラブ、同好会、教員からの提案事項等について審議する組織となっている。とりわけ本学では、演習科目を1年次から4年次生にいたるまで配置し、少人数でそれぞれの指導教員が学生ときめ細かく接触できる体制となっている。さらには、「面談時間」制度が設けられており、学部学科を超えて教員と学生が勉学に限らず日常生活上のことをも含め親しく相談・歓談できるようにしてあり、学生が大学生活を過ごす上での不安や心配事が解消できるよう整備している。

留学生は、現在77名が在籍している。これら母国を遠く離れて勉学に勤しむ留学生が日本人学生との交流を一層図ることができるように方策を講じてある。

本学では、学生からの生の声を細かく汲みあげることが常に念頭に置き、様々な要求について委員会で整理検討した上で、各学部教授会に報告をし、学生が必要とする事項につき真摯に対応し円滑に機能するように配慮をしている。

(2) 2-3の自己評価

学部の教育研究に関する意思決定機関は適切に運営されている。各種委員会と教授会との連携が円滑に行われ、全学的な調整は学長、副学長を中心に「大学評議会」および「大学院・大学・短期大学部連絡会」などにより適切に行われている。なお、学部間の連絡調整は「学部長連絡会」により定期的に行なわれている。

大学院においても、意思決定機関である「大学院委員会」、各「研究科委員会」は適切に運営されている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究を巡る変化の急速さに対応するため「運営戦略会議」の機能強化と各意思決定機関との連携強化をはかる必要がある。またラインとしての意思決定機関を支えるスタッフ、スタッフ部門の強化が課題となり、この点の検討を急ぐ必要がある。

[基準2の自己評価]

教育研究組織の運営は規程に基づき適切に行われている。各構成員、各構成組織による協議、審議により、合意を形成している。

「大学評議会」や「運営戦略会議」を中心とする戦略的方向づけと全学的調整により、

各学部の自主的な独自の取り組みを進めながら、全体の連携を確保している。

大学院においても社会的ニーズに応える適切な取り組みが各意思決定機関により行われている。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

教育研究組織の運営は適切に行われているが、やや組織が肥大化しその機能を十分に迅速に果たしえないところがある。「運営戦略会議」を中心にスリム化などを含め再編を検討中である。

大学院においても、企業にかかわる法律・法制度や会計制度をめぐる変化は急速であり、継続的に「大学院委員会」、各「研究科委員会」でその対応を検討中である。